

変更申請に係る注意事項

助成対象労働者の状況に変更がある場合は変更申請が必要です。

特に以下について御注意ください。

①産前・産後休業や育児休業及び介護休業（以下「休業」という。）を取得し、助成金支給が停止された助成対象労働者がいる場合

助成対象労働者が休業を取得したために、助成金支給額が減少してしまう場合、当該休業期間について支給停止期間として扱っています。その取扱に該当する助成対象労働者が復職した場合には、変更申請が必要です。変更申請されませんと、当該労働者について助成金支給額が減額される場合がありますので御注意ください。

なお、その取扱に該当しているかどうかは、直近で助成金支給額決定通知書等とともにお送りしている助成対象労働者一覧（様式第8号）の裏面で確認いただけます。県から送付される通知書等については必ずお目通しいただきますようお願いいたします。

【助成対象労働者一覧の表示例】

県記入欄													
番号	⑩認定支給額	⑪支給対象期間	⑫ 年度支給額及び支給状況								備者		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計				
1	新規雇用・フルタイム 1,200,000	平成30年4月1日 ～ 令和3年3月31日	年度支給額		600,000					600,000	休業中（産休・育休） H31.2.12～		
			前金払済額										
			実績支給額		521,000					521,000	新	再	○
			年度支給額								支給停止期間の取扱いに該当する方は、 助成対象者一覧裏面の備考欄に表示されます。		
			前金払済額										
			実績支給額										

②助成対象労働者に占める再雇用者の割合が8割を超え、一部の再雇用者について助成金支給が停止されていた場合

助成対象者に占める再雇用者の割合が8割を超えた場合、その超えた分の再雇用者について助成金支給を停止します。

ただし、この場合に助成対象となる再雇用者が支給期間満了を迎えると、助成金支給が停止されている再雇用者が代わって助成金支給対象となります。助成金支給対象となる再雇用者の助成金支給を受けるには、変更申請が必要となります。変更申請されませんと、当該再雇用者について助成金支給額が減額される場合がありますので御注意ください。

③その他、助成金支給額が減額となる場合

- ・助成対象労働者の離職に伴い、助成対象要件を満たした方の補充申請が要件を満たした日から2か月以内におこなわれない場合。
- ・助成対象労働者が在職していない期間がある場合。

御不明な点は、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室事業復興型助成金担当（Tel:019-656-1571）へお問い合わせください。